平成２２年（フ）第１２８号
福岡県久留米市御井旗崎４丁目６番15―203号
債務者　小浦　真世
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３２号
福岡県久留米市国分町1536番地88
債務者　城　　秀士
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３９号
福岡県久留米市南４丁目11番１―201号
債務者　中村　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１４０号
福岡県久留米市南４丁目11番１―201号
債務者　中村　舞子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１４３号
福岡県久留米市原古賀町29番地29　パスレルハイツ401号
債務者　甲木マリアサロメこと　カツキ　マリア　サロメ　コルテホス
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１４５号
福岡県久留米市大善寺大橋１丁目９番18号
リヴェール大橋Ｂ棟103号
債務者　酒見　弘一
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１５２号
福岡県久留米市御井町1328番地２
債務者　萩本　　淳
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１５６号
福岡県久留米市善導寺町与田37番地14
債務者　関　しのぶ
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３６号
福岡県田川郡福智町赤池367番地172
債務者　重本まゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１号
大分市大字白木2417番地　市営白木住宅１―３
債務者　島崎やす子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１号
大分県杵築市大字守江3532番地１
債務者　上條　哲生
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
宮崎県日向市梶木町２丁目136番地３
債務者　小村　敦子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７７号
宮崎県東臼杵郡門川町大字川内5034番地
債務者　岡田　正志
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第９０号
宮崎県日向市大字細島516番地３
債務者　菊池　夕紀（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３６号
鹿児島県姶良市加治木町木田1432番地２、開始決定時の住所鹿児島県姶良郡加治木町木田1432番地２
債務者　三苫　峰子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
鹿児島県姶良市西姶良１丁目５番14号―101号
債務者　遠矢　昌彦
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
鹿児島県霧島市国分上小川982番地５
債務者　岩元　里奈
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目19番30―２号
債務者　石塚　馨子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係